

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第77号	
事故等名	漁船第十八事代丸座洲	
発生年月日時刻	平成20年10月2日09時45分ごろ (概位 南緯08° 46′ 東経115° 15′)	
発生場所	インドネシア共和国バリ島ベノア港外	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月26日神戸・地方事故調査官が海難報告書入手し、発生海域の情報を収集 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 第十八事代丸 393トン 船舶番号 130772 船舶所有者等 株式会社事代丸	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、インド洋の漁場でまぐろ延縄漁業に従事していたが、補給のためインドネシア共和国バリ島ベノア港に向かい、同港外に到着後、水先人の乗船を待つために、錨を投入せず、機関をアイドル状態にして待機中、平成20年10月2日09時45分ごろ、船尾船底が砂地の海底と接触した。 当時の天気は晴れで、風力1の東風が吹いていた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、漂泊する際に付近の水深の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂泊する際に付近の水深の確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	